



# 研究費使用ハンドブック

大切な研究費を、適正に使用するために

京 都 大 学

平成 28 年 10 月

# 目次

[01]	はじめに	1
[02]	本学の教職員像	2
[03]	本学の会計職務の権限体制	3
[04]	本学の契約制度	4
[05]	禁止事項	6
[06]	給与・謝金	9
[07]	旅費	10
[08]	物品購入等の発注・検収	11
[09]	物品の管理	13
[10]	立替払	14
[11]	法人力カードの活用	15
[12]	交付前使用に係る立替	16
[13]	飲食費支出基準	17
[14]	科研費の翌年度使用について	18
[15]	競争的資金等の使用ルール	19
[16]	不正使用に対する処分等	20
[17]	応募資格制限の厳罰化・適正化	21
[18]	本学における事例	22
[19]	相談窓口	24
[20]	通報窓口	29
[21]	本学会計関係諸規程	30
[22]	競争的資金等不正防止計画	31
[23]	重点実施事項	36
[24]	競争的資金等の適正管理に関する体制	37

※一部の項目は研究費に特化した内容となっておりますが、その他の項目については、全ての経費の使用に該当します。

- ▶本学の会計諸制度は、規程をはじめQ&A、マニュアル等において体系的に定められており、本学のホームページにも掲載しているところですが、このハンドブックは、研究資金等を使用するうえで必要となる会計ルールに係る要点・注意事項を整理し、1冊にまとめたものです。なお、本書に記載の本学会計ルールは、研究費の使用に限られたものではなく、本学における教育・研究・診療その他の経費についても同様の取扱いとなりますので、ご留意ください。
- ▶このハンドブックは、競争的資金等の研究費使用に際し、会計手続きの理解不足等から生じる研究費の不正・不適切な使用を防止する観点から、本学における会計ルール及び資金ごとの使用ルールをできるだけわかりやすく示し、教職員の方々の本学会計諸制度への理解を促進する目的で作成しました。
- ▶このハンドブックを研究室に常備していただき、日常の物品購入等の際に確認用としてご活用ください。
- ▶競争的資金等の研究費をはじめとする公的資金は、国民の貴重な税金が原資ですので、不正使用及び不適切な使用は絶対に認められないことを十分に理解してください。

**研究資金等の不正使用は、本学の社会的信用の失墜につながります。**

**また、運営費交付金や間接経費の削減などの機関としてのペナルティが課せられ、大学運営そのものの根幹を揺るがす大きな問題に発展する可能性があります。**

▶倫理行動に関することは、『京都大学の理念』、『京都大学の教職員像』、『国立大学法人京都大学教職員倫理規程』、『京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程』に定められておりますが、さらに次の行動規範を常に意識してください。

### 特に研究者に意識していただきたい事項

- ① 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- ② 研究費の不正使用を行わない。
- ③ 研究費の不正使用に加担しない。
- ④ 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
- ⑤ 研究費の不正使用を黙認しない。

### 研究費を取扱う職員等に意識していただきたい事項

- ① 規程および不正防止計画を理解し研究者に周知する。
- ② 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
- ③ 研究費の不正使用を黙認しない。

**京都大学の役職員は、刑事案件については、公務員として扱われる「みなし公務員」であり、取引業者等から金品を受け取った場合など、収賄罪に問われる可能性があります。**

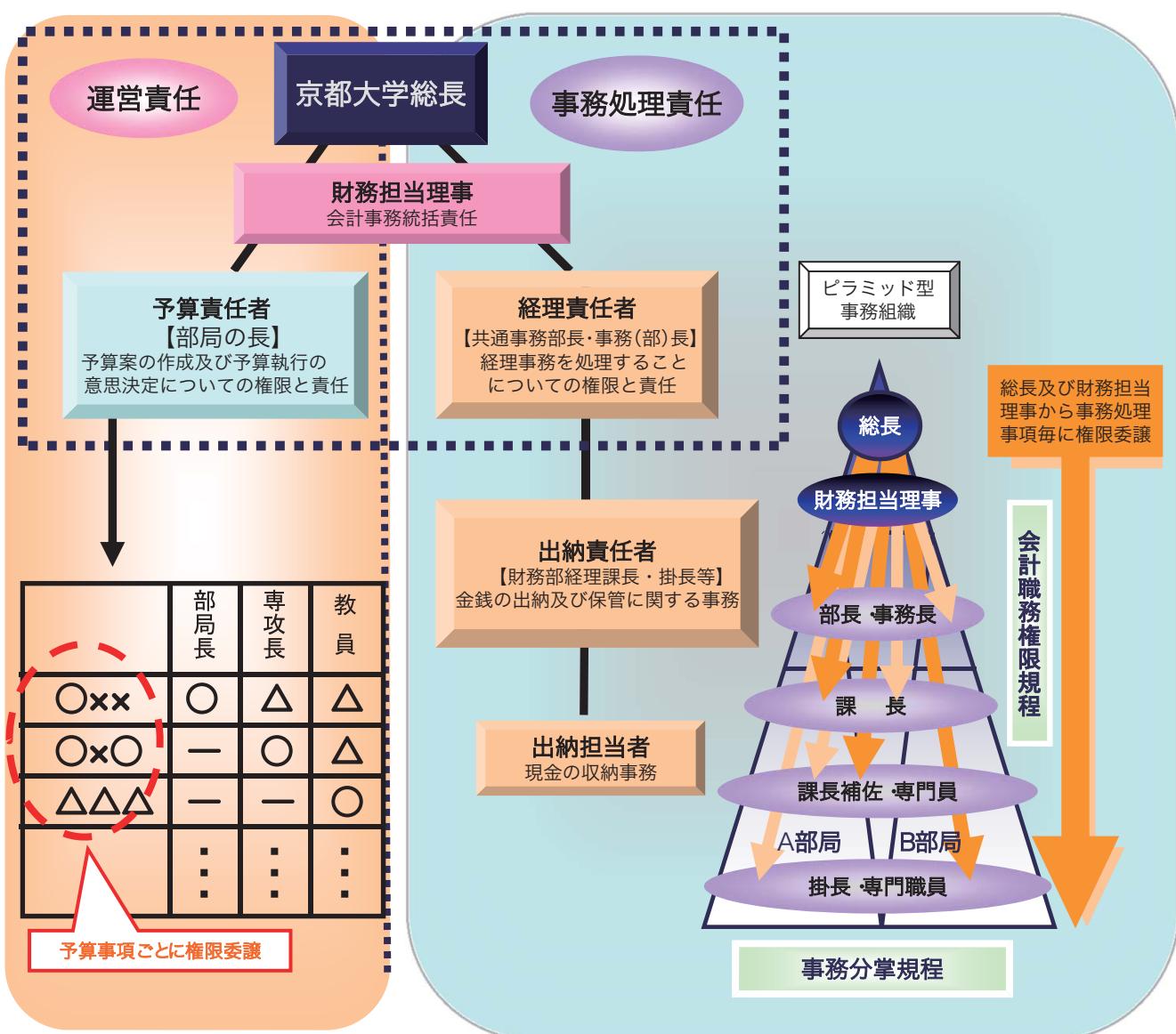
- ▶京都大学の教職員は、京都大学の基本理念の下に、その将来像の実現にむけて、教育、研究、支援業務、大学・部局の運営のそれぞれにおいて自らの使命を自覚し、その職責の遂行に全力を尽くす。
- ▶教職員は、最善の努力を傾けて、教育・研究の双方において能う限りの高い水準を目指す。学問の自由は、これを遂行するための最も基本的な要件であり、社会規範や倫理に十分な配慮を払いつつ、教育・研究のすべての場において尊重される。
- ▶教育は、学術・文化の継承と個々の学生の能力開発・人格育成の営みであり、その実施において教職員は、性、民族、宗教などによる差別をしてはならない。研究は、学術・文化の発展と人類共有の知的資産の蓄積に資すべき営みであり、その推進において教職員は、高い倫理性と清廉性を保持しなければならない。
- ▶教育・研究を支援し、大学・部局を運営していく業務は、その持続的発展のために極めて重要である。教職員は、大学が社会的存在であることを認識し、高次の専門的能力と総合的視野をもってその職責を全うできるよう常に自己研鑽に努め、教育・研究基盤の充実、大学・部局の円滑な運営と発展に寄与する。

(「京都大学の教職員像」平成16年7月20日)

# 03

## 本学の会計職務の権限体制

- ▶ 本学における会計職務の権限体制は、次に示すとおり、総長を頂点としたピラミッド構造になっています。
- ▶ 予算執行上の運営責任は各部局予算責任者（部局長）に、会計上の事務処理責任は各部局経理責任者（共通事務部長・事務（部）長）に委ねられており、責任の明確化を図っています。
- ▶ 経理担当者は経理責任者のもと、研究者のみなさんがルールに沿って研究費を使用できるよう、確認や助言を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。



教員についても、発注や検収など会計事務を行う場合は、  
一会計職員としての事務処理責任を負うことになります。

## 契約方法

▶本学における契約は一般競争を原則としている。ただし、次の場合に例外的に随意契約を認めている。  
 (業務方法書、会計規程第41条)

- ・契約の性質又は目的が競争を許さない場合
- ・予定価格1,000万円未満のもの 等

(契約事務取扱規則第37条)

▶予定価格500万円以上の設備を調達しようとする場合には、調達しようとする設備の仕様の策定を行うため、仕様策定委員を任命するものとする。ただし、当該設備を調達しようとする者は仕様策定委員及び技術審査職員になることはできない。

(大型設備等の調達に係る仕様策定等に関する取扱要領第2条、第7条、第11条)

▶契約金額が500万円未満の契約をするときは、契約書の作成を省略することができる。

(契約事務取扱規則第43条)

▶予定価格が500万円未満の随意契約については、予定価格調書の作成を省略することができる。  
 (契約事務取扱規則第39条)

▶なお、予定価格が500万円以上1,000万円未満の随意契約については、公募型見積り合わせを実施するものとする。  
 (契約事務取扱規則第37条)

▶総額100万円以上の契約を行おうとするときは、口答照会による見積もり合せ、又は市場価格調査等を行うものとする。  
 (契約事務取扱要領第17条)

**競争的資金等によっては、本学規程と取扱いが異なることがあります。**

### <契約に際して教職員が特に留意する事項>

#### ① 調達に関する情報が一者に偏らないよう配慮すること。

科研費の交付申請時や実際に調達を開始しようとする際に、業者に調達予定物品の情報提供を求める場合は、特定の業者のみに情報を伝えないこと。

また、情報を伝える際にも予算額は伝えないこと。

#### ② 業者との打ち合わせは密室で行わないこと。

教職員と特定の業者との関係に癒着等の疑いを持たれることのないように、オープンなスペースでの打ち合わせを行うこと。

#### ③ 仕様策定委員は、公正な仕様の策定に努めること。

研究者が求めている性能等を有することが必要不可欠のものであり、必要以上のものとなっていないことを仕様策定委員において十分検討すること。

#### ④ 見積もり合せをする際は、適正に見積書等を徴取すること。

複数者に見積書の依頼をするなど、公平公正な手続きを行うこと。

## 契約金額に応じた契約方法

予定価格	契約方法				契約伺 予定価格調書作成 契約書作成	入札書 見積書
	物品購入 借入	役務 提供	建設工事	建設の ための サービス		
100万	随意契約可能				省略可能	省略可能
500万	随意契約可能 (公募型見積合わせ)					見積書 (口頭照会による見積り合 わせ又は市場価格調査でも可)
1000万	一般競争契約				見積書	見積書
1600万						入札書
7400万	政府調達				必要	入札書
7億4000万						

※政府調達基準額は平成 28 年度現在の金額です。

契約にあたっては、事務担当とも十分調整の上、取扱いに間違いがないよう、適正に対応願います。

- ▶特に研究者が気を付けなければならない会計上の禁止事項は以下の3点です。
- ▶実態を伴わない虚偽の書類を作成し、大学に提出して不正に研究費を支出させるこれらの行為は、たとえ私的流用なく研究目的どおりに使用したとしても、研究費の不正使用になります。

- 
- I カラ給与・カラ謝金
  - II カラ出張及び出張旅費の水増し請求
  - III カラ発注(業者への預け金)及び書類の書き換え

### I カラ給与・カラ謝金

- ▶研究協力者に支払う給与・謝金について、実際より多い作業時間を勤務表に記入して大学に請求し、不正に研究費を支出させた。
- ▶学生等に作業実態を伴わない給与・謝金を支出し、これを返還（還流行為・キックバック）させ研究室の維持・運営に必要な経費として使用した。

#### ※還流行為について

- ▶学生に対して作業実態に基づき適正に支給された給与及び謝金であっても、その全部又は一部を回収する還流行為（強制的徴収）は、本人承諾の有無に関わらず社会的に不適切な行為です。このため、本学では一切の還流行為を禁止しています。
- ▶また、還流行為により得られた資金を、作業実態のある別の学生に対して支給することも不正となります。

## **II カラ出張及び出張旅費の水増し請求**

- ▶他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。
- ▶格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び領収書を作成させて旅費を水増し請求し、得た差額を学生の学会出席等に使用した。
- ▶予定を変更し日帰り出張を行ったが、当初の予定どおり一泊二日分の旅費を請求・着服した。
- ▶出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの「出張報告書」等を提出して、不正に旅費を請求・着服し、当該研究目的以外の出張に流用した。
- ▶私的な旅行（帰省、ゼミ旅行等）にもかかわらず、大学に旅費を請求・着服した。
- ▶航空運賃と宿泊料込みのパック商品を利用したにもかかわらず、全額を航空運賃として旅費を請求・着服した。
- ▶出張により取得したマイレージポイントを使用しホテル代が無料になったが、旅費請求時にそのことを申告せず、定額の宿泊料を受領した。

## **III カラ発注（業者への預け金）及び書類の書き換え**

- ▶研究費が余ったため架空の発注を行い、業者に支払われた研究費を預け金として管理させ、翌年度以降で必要な時に試薬・実験動物等を納品させた。
- ▶研究費が余ったため、実際は4月に納品された物品の納品書の日付を空欄にするよう業者に指示し、前年度の予算で支払った。
- ▶研究費が足りなくなったため、実際は3月に納品された物品の納品日を4月に書き換えるよう業者に指示し、新年度の予算で支払った。
- ▶当該経費では執行できない什器類の購入や施設改修工事費用に充当するため、業者に取引実態と異なる虚偽の書類作成を指示し、大学に研究費を支払わせ、それを業者に預け金として管理させた。

## IV その他の禁止行為など

### (財団等からの研究助成金に係る個人経理の禁止)

個人に対する助成金であっても、本学における活動に係るものは、原則、大学による経理が必要です。

#### (不適切な使用について)

- ▶ 年度末に研究資金が余ったため、翌年度の研究に使用する物品の大量購入  
⇒ 繰越制度が利用できないかを確認し、利用できない場合は返納しましょう。
- ▶ 公私の区別が付きにくく研究上の用途と必要性が不明確な物品（例：万年筆など）の購入  
⇒ 研究費からの支出が認められない場合があります。
- ▶ 出張により取得したマイレージ及び物品の購入等により取得した各種ポイントの私的使用  
⇒ 研究費と大学の用務により取得したポイントであることを認識し、経費削減のため、次回の出張及び物品購入に利用しましょう。

#### ☞ コラム

##### « 近年の研究費不正防止に関する動向 »

昨今、研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっています。

そのため文部科学省は、平成 26 年 2 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、研究資金配分先の機関において、それらの適正な管理が促進されるよう必要な事項を示しました。

不正の事前防止に関わるものとしては、コンプライアンス教育の受講義務化と誓約書の徴取、取引業者からの誓約書徴取、不正事案において不正に関わった者の氏名を含む調査結果の公表、刑事告発・民事訴訟の可能性明示等があります。

ガイドラインの改正を受け、本学においても「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」を平成 26 年 9 月に全部改正し、競争的資金等の適正な運営・管理の促進を図っています。

主な事項としては、コンプライアンス教育および誓約書提出の義務化や、不正防止計画（項目 [22] 参照）の策定・実施等が挙げられます。

# 06 給与・謝金

学生等の研究補助に係る給与・謝金の支給について説明します。

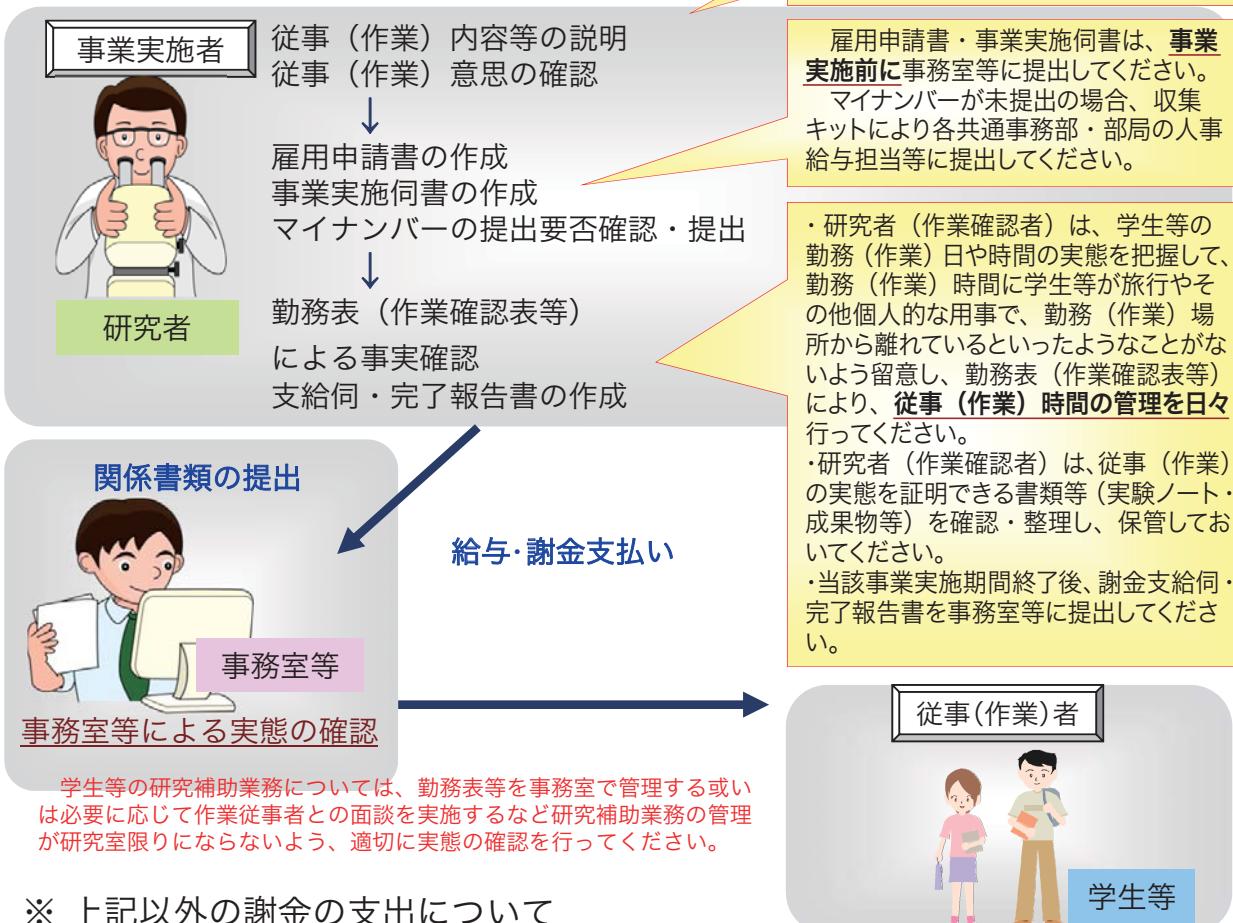
給与：雇用契約を結び勤務させたことの対価として支給する賃金

謝金：作業を依頼し、実施させたことに対する謝礼金（労働法の保護を受けない）

## <特に注意しなければならない遵守事項>

- ① 学生等に対する従事内容（給与）・作業内容（謝金）、従事期間（給与）・作業期間（謝金）、時間及び単価の説明（給与・謝金）
- ② 学生等の従事意思（給与）・作業意思（謝金）の確認
- ③ 事業実施前に雇用申請書（給与）・事業実施伺書（謝金）作成、手続
- ④ 勤務表（給与）・作業確認表等（謝金）による実態の確認・証明
- ⑤ 謝金支給伺・完了報告書の作成（謝金）
- ⑥ マイナンバー提出要否の確認、未提出である場合の収集キットによる提出（給与・謝金）

## 給与・謝金支給の流れ・手順

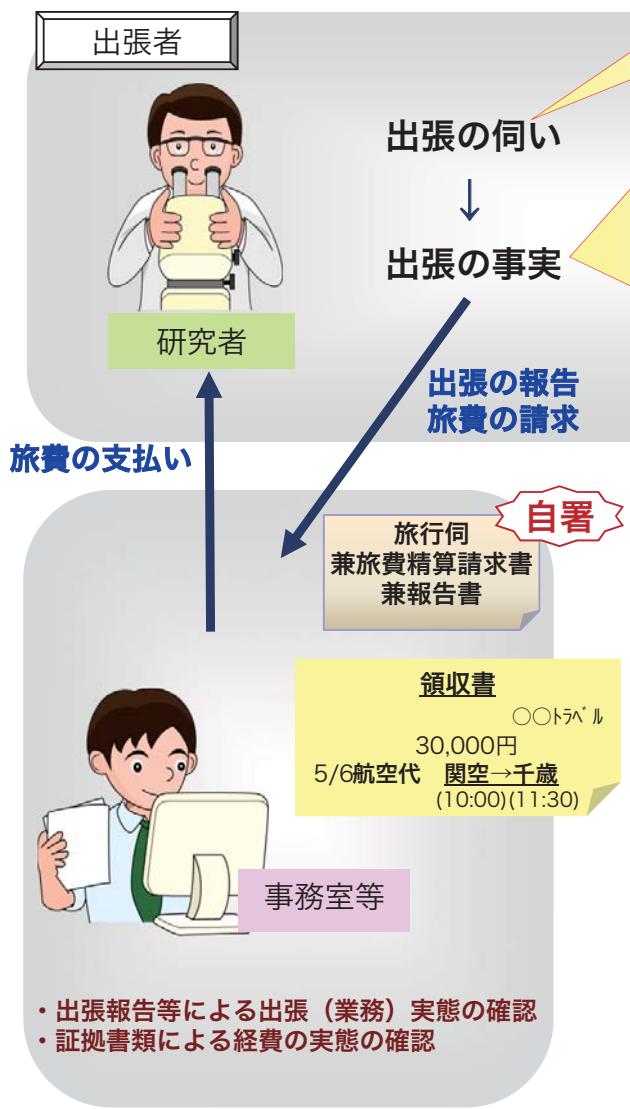


研究者等の出張に係る旅費の支給について説明します。

**<特に注意しなければならない遵守事項>**

- ① 出張報告等による出張（業務）の事実の証明
- ② 証拠書類による経費の実態の証明

**旅費支給の流れ・手順**



旅行同等により、事前に旅行命令権者の発令又は承認を得る。

- 競争的資金の種類により、書面で出張結果を求められている場合は、別途出張報告書を作成してください。科研費等本学の規程を準用するものは、本学様式（旅行同兼旅費精算請求書兼報告書、あるいは旅行同兼旅費概算（精算）請求書兼報告書）により、出張完了報告に伴う請求・精算書を作成して事務室等に提出してください。  
なお、旅行伺には用務先相手方の所属・氏名、訪問場所、用務内容等を具体的に記載してください。
- ただし、本学の規程を準用する場合でも、詳細な出張状況報告を求められる場合もありますので、出張依頼書や学会、シンポジウム等のパンフレット、研究成果物、記事等の資料は保管しておいてください。
- 出張者は、過大請求でないことを証明するために、カバーチケットや領収書等の証拠書類を添付してください。
- 請求内容は必ず出張者本人が確認し、自署により請求してください。

**添付が必要な交通機関の証拠書類**

種類	対象	添付書類
内国出張	航空費	精算払時（精算の精算時）は、支払いを証明する書類（領収書等）及び搭乗を証明する書類（半券等） 概算払時は、見積書等額を確認できる書類、既にチケット購入済時は、支払いを証明する書類（領収書等）（この場合、見積書等は不要）
	車賃	自家用車出張使用報告書
	交通費 (様式1) を使用する場合	精算払時（精算の精算時）は、支払いを証明する書類（領収書等）及びカバーチケット等現に搭乗した行程が確認できる書類 概算払時は、日程表（旅行業者等が発行する渡航に係る行程を記した書類）及び見積書等額を確認できる書類、既にチケット購入済時は、支払いを証明する書類（領収書等）（この場合、見積書等は不要）
外国出張	旅行雑費	その支払いを証明する書類

※様式2（招へい旅費の場合）を使用する場合の添付書類については、旅費規則を参照してください。

物品の購入等について説明します。

**<特に注意しなければならない遵守事項>**

- ① 購入依頼・発注時の財源の特定
- ② 実際に現物を確認したうえで、適切な納品検収、検査
- ③ 発注書以外の方法で発注した場合も、発注記録を紙媒体で保存

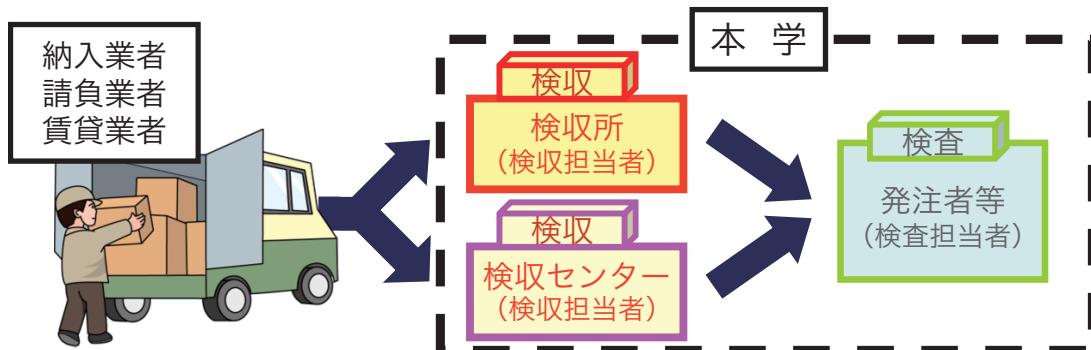
**物品購入等の流れ・手順**



## 検収所、検収センター

北部、本部、医学部、病院西、宇治、桂、原子炉実験所、靈長類研究所 の構内に設置

▶本学の検収所（主な構内に設置）及び検収センター（部局毎に設置）では、物品購入等におけるゲート機能として、納品等事実の確認を行います。  
これらを通らないものは、本学への納品等と認めません。



### 【検収所で取り扱う範囲（検収対象）】

- ①総額500万円未満の物品購入契約
- ②請負契約（印刷、クリーニング）

### 【検収所での検収対象外】

- ・実験用動物、ガス類、アイソトープ、ドライアイス
- ・図書館及び部局図書担当へ納品される図書（雑誌含む）
- ・病院の診療経費による医薬品、医療材料・機器等
- ・本部にて一括購入契約した物品  
(PPC用紙、封筒、蛍光灯、トイレットペーパー、アルコール)
- ・店頭購入物品（※店頭購入物品については、検収所で検収を受けることもできます。）
- ・宅配便・郵便・メール便での納品

### 【検収センターで取り扱う範囲】

- ①総額500万円以上の物品購入契約
- ②請負契約（工事、印刷、クリーニング以外）
- ③賃貸借契約

※やむを得ず、時間外・休日納品があった場合については、検収センターで取り扱うものとするが、特別な場合を除き、時間内の納品を徹底すること。

検収対象外については、  
検収センターで取り扱う

## 発注・検収に携わる職員の権限と責任

検収・・・納品事実、請負完了事実等の確認

検査・・・物品の品質、規格、数量、性能等の確認

発注者、検収担当者、検査担当者はいずれも会計上の職務を行う権限を付与されています。

[他機関へ直接納品される場合には、  
他機関の職員を任命する必要があります。]

## 国立大学法人京都大学会計規程（抄）

（会計上の義務と責任）

第50条 本学の役員及び職員は、財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、善良な管理者の注意をもって職務を行わなければならない。

2 本学の役員及び職員は、故意又は重大な過失により、前項の規定に反して本学に損害を与えた場合には、その損害を弁償する責に任じなければならない。

購入した物品の管理について説明します。

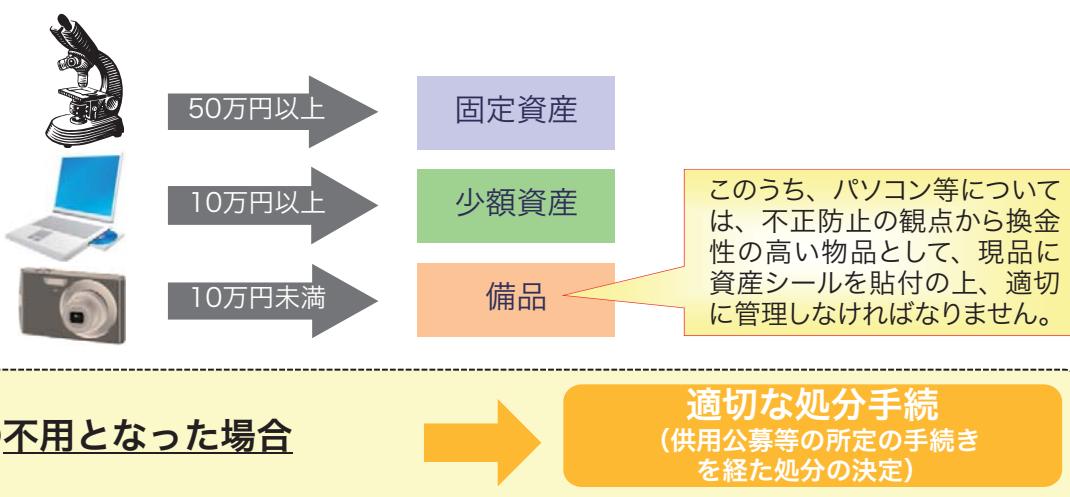
### 大学の資産は、善管注意義務をもって使用しなければなりません。

#### <10万円以上の資産>

- ・使用責任者は、所管する固定資産等の使用及びその日常の管理に関する責任を負います。
- ・現品に資産シールを貼付の上、使用簿により保管・使用の状況を把握し、適切に管理しなければなりません。
- ・毎事業年度に一度、実査及び実態調査（使用簿と現品の照合）を行い現品管理状況の適否・帳簿記録の正否を実地に確かめなければなりません。

#### <10万円未満の備品>

資産に該当しない備品のうち、パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ及び録画機器については、不正防止の観点から換金性の高い物品として、現品に資産シールを貼付の上、適切に管理しなければなりません。



亡失、滅失、き損又は盗難の事実があった場合は、速やかに報告しなければなりません。また、故意又は重大な過失により、本学に損害を与えた場合には、その損害を弁償しなければなりません。



<注意>

研究室を施錠せずに不在にし空室になった際や  
教育・研究上やむを得ず出張等でノートパソコンを持ち出す際に盗難に遭う事例が発生しています。

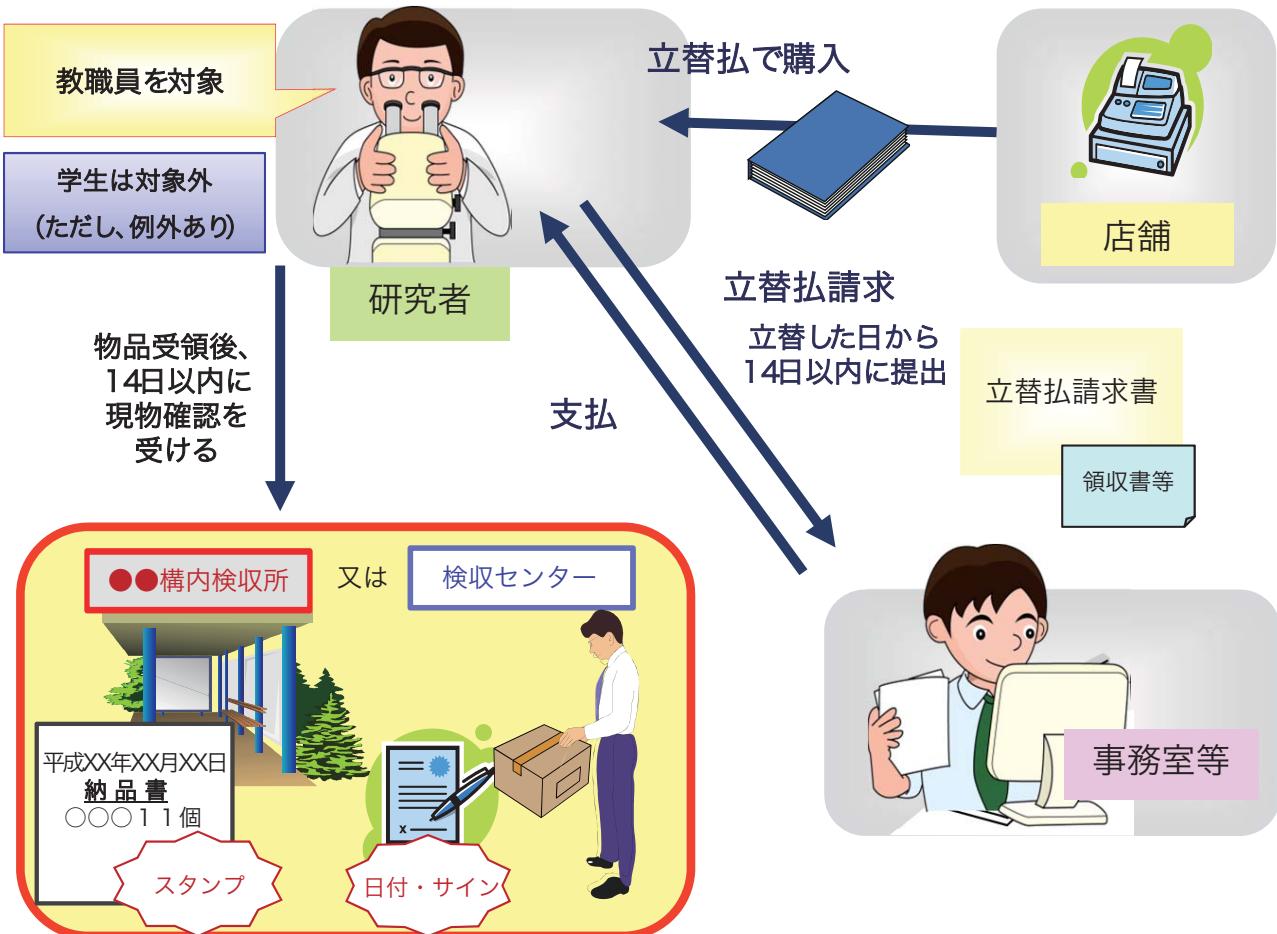
▶本学教職員が職務遂行のため、10万円未満の範囲で、物品の購入、借入、請負、その他の契約を行い、代金を支払ったときは、予算責任者等の承認を得たものに限り、その代金を支払うことができる。ただし、10万円以上の立替払であっても、予め経理責任者が認める場合は、その代金を支払うことができる。

(契約事務取扱要領第24条)

#### <特に注意しなければならない遵守事項>

- ① 学生による立替払は認められない。(本学から依頼を受けて本学の職務を行う場合は、予め予算責任者等が経理責任者の承認を得たものに限り、規定を準用する。)
- ② 原則10万円未満に限る(10万円以上の立替払をしようとするときは、あらかじめ経理責任者の承認が必要)。
- ③ 立替払を行った日から**14日以内**に立替払請求書に領収書等を添付して提出する。
- ④ 検収所又は検収センターでの現物確認が必要。

#### 立替払の流れ・手順



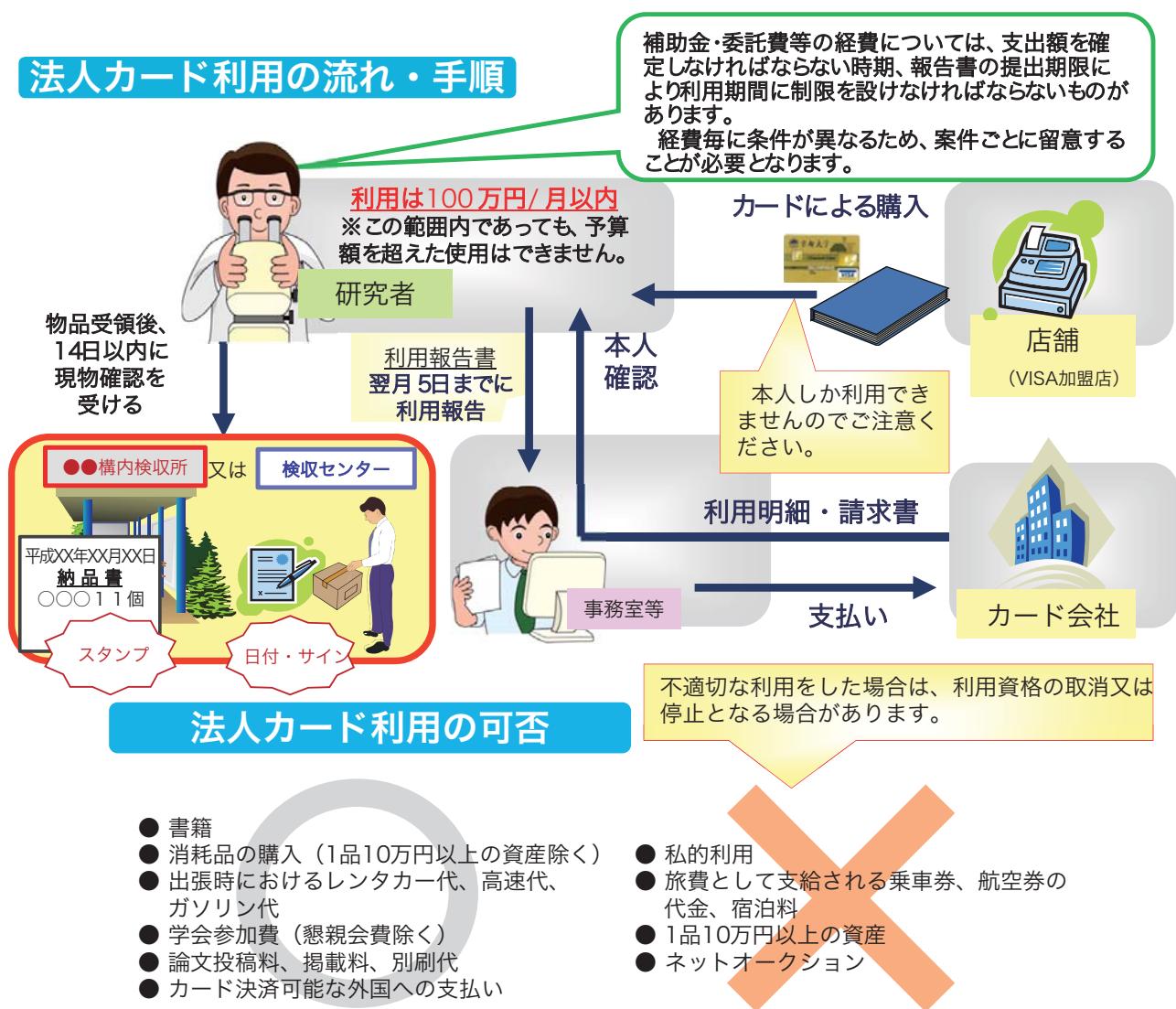


- ▶本学では、現在の立替払の制度では一時的ですが個人の負担を伴うこととなるため、負担を軽減することを目的として、法人力カードを導入しています。
- ▶法人力カードについては、一部導入していない部局があります。なお、法人力カードで購入した物品についても、立替払と同様に現物確認を受ける必要があります。

### <特に注意しなければならない遵守事項>

- ① 競争的資金での利用についての年度末の利用制限
- ② 旅費として支給される乗車券・航空券・宿泊料への利用禁止

### 法人力カード利用の流れ・手順



## 12

# 交付前使用に係る立替

▶競争的資金等のうち、交付内定を受けた補助金や前年度からの継続分の補助金等について、研究の速やかな実施及び継続性の確保のために、その管理者である大学法人が、補助金等が交付されるまでの間、立替えることができる制度です。

### 立替できる研究者等の範囲

- ① 新規に交付の内定を受けた研究代表者等
- ② 前年度の継続分として当該年度の内約を受けた研究代表者等

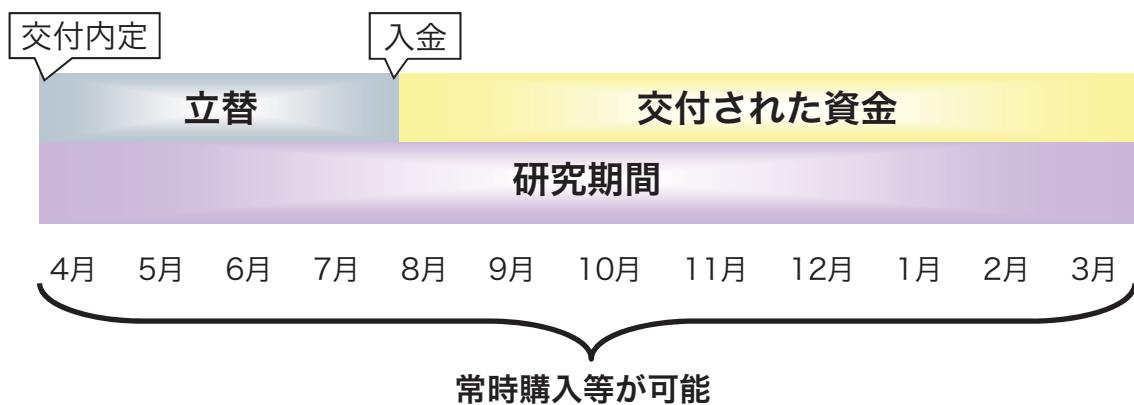
### 立替できる補助金等の範囲

国、地方公共団体、独立行政法人、その他公益法人等からの  
補助金及び受託研究費等

※相手方が民間企業等の場合は、立替できません。



### 資金交付前に使用可能



「国立大学法人京都大学が実施する会議等における飲食費支出基準」  
(平成 25 年 3 月 1 日総長裁定) を制定

< 支出上限額 >  
会議 1 回当たりの飲食費 1 人当たり 5 千円

< 会議等における飲食費の提供基準 >

飲食物は、会議等の進行上の理由等によりやむを得ない場合に限り簡素なものを提供できる

- ① 学内で行われる会合等における茶菓
- ② 多数の者が参加する立食パーティーにおける飲食物
- ③ 会議等における前①及び②以外の飲食物
- ④ 入退室が制限される入学試験業務等における飲食物
- ⑤ 教職員又は学生に係る顕彰又は表彰における飲食物
- ⑥ 本学の教職員のみが参加する会議等における飲食費の支出は、前④及び⑤を除き認めない。
- ⑦ 酒類の提供に係る飲食費の支出は認めない。

※特別の理由により上記基準により難い場合には、特別に承認を求める事項及びその理由を明記し、部局等の長の承認を得る。

※資金の交付元等が飲食費の支出を制限している等の場合は、本基準を適用しない。

会議等の開催前に飲食費支出伺を提出

経理責任者は、必要に応じ関係者若しくは業者等に確認

科研費は、次の3種類に分けられます。

1. 「**基金**」のみ配分されるもの

(平成23年度以降に採択された「基盤研究(C)」「若手研究(B)」「挑戦的萌芽研究」及び平成27年度以降に採択された「特設分野研究」)

2. 「**基金**」+「**補助金**」と、混合して配分されるもの(通称:一部基金)

(平成24年度から平成26年度に採択された「基盤研究(B)」「若手研究(A)」)

3. 「**補助金**」のみ配分されるもの

(上記1、2以外。例:特別推進研究、基盤研究(S), (A))

▶基金について(一部基金の「基金」分を含む)

「基金」として配分されたものは、研究期間内であれば繰越の手続きは必要ありません。

▶補助金について(一部基金の「補助金」分を含む)

「補助金」として配分されたもので、繰越要件に該当する場合は、繰越手続き(理由書1枚の提出)をすることで、翌年度に使用することができます。

(繰越対象について)

翌年度に繰り越すことができるのは、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった補助事業に係る経費です。なお、研究計画の終了後に余った補助金(余剰金)は、繰越しの対象にはなりません。

### 繰越事由

**① 計画に関する諸条件**

当初計画の遂行に関し、直接又は間接的に付帯する問題点等を解決する必要が生じ、問題が解決するまで研究を延期又は中断することが必要となった場合

**② 資材の入手難**

当初計画通りに研究用資材を入手することができなくなった場合

**③ 研究に関しての事前調査の困難**

事前調査により研究計画が遅延する場合

**④ 研究方式の決定の困難**

新たな知見や研究対象の拡大等により研究方式を見直す必要が生じた場合

**⑤ 気象の関係**

豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象により調査・実験等の計画に遅延が生じた場合

※「**調整金**」制度について(平成25年度より)

補助金のみ配分される研究種目については、「調整金」制度を利用して翌年度に使用することができます。

▶競争的資金（直接経費）には、制度毎に使用できない経費が設定されています。なお、使用するときは、当該制度の内容について再確認することをお願いします。

### 競争的資金の共通事項

#### ①目的外使用の禁止

競争的資金が使用できる経費は、研究課題の遂行に直接必要な経費のみです。

#### ②研究期間外の使用禁止

事業期間として定められた期間内に納品され、研究活動に用いる必要があります。

#### ③他の経費との混同(合算)使用の禁止

経費不足等の理由から、複数の競争的資金等を混同して使用することは、原則としてできません。

#### ④酒、たばこ等の嗜好品の購入禁止

### 科研費で使用できない経費

#### ①建物等の施設に関する経費

(科研費により購入した物品の軽微な据付費を除く。)

#### ②補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

#### ③研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金

#### ④直接経費と「使途に制限のある他の経費」の合算使用の禁止

(但し、一定の条件下において、複数の科研費を合算して共用設備を購入することができます。)

#### ⑤間接経費を使用することが適切な経費

# 16

# 不正使用に対する処分等

▶不正使用を行った「個人」に対する処分だけでなく、「研究機関」が資金配分機関から処分を受けることがあります。

## 個人に対する処分

### 【学内の処分】

国立大学法人京都大学教職員就業規則第48条の規定による**懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給、戒告の懲戒処分**、又は懲戒処分に至らない場合においても、第50条により、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、厳重注意または注意を受けます。なお、自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあります。(本学懲戒規程第3条第6号参照)

### 【資金配分機関の処分】

競争的資金等には、それぞれ**制度毎に応募資格停止、加算金を含めた資金の返還等のペナルティ**が設けられています。詳細は当該競争的資金等制度を確認してください。不正使用した研究費については、私的流用の有無にかかわらず、機関への補助金であっても、**研究者本人に弁償責任**が科せられます。

### 【法律上の処分】

本学又は資金配分機関から民事上の責任追及及び刑事告訴を受けることがあります。

## 研究機関に対する処分

研究機関に対して、次のペナルティが科せられることがあります。

- ① 研究費の不適切処理の疑いが生じ、適切な納品検査を怠っていた場合は、研究機関が当該研究費に相当する額を返還しなければなりません。
- ② 経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には、研究機関に対する間接経費の減額査定等が実施されます。
- ③ 競争的資金の配分停止措置を受けることがあります。
- ④ 大学の法人評価等により、競争的資金以外の予算も削減されることがあります。

## 処分以外にも…

**不正使用のあった事案は、調査委員会の調査結果として、研究者の所属・職・氏名等を含めて原則公表されます。**

**研究者と大学の双方にとって、調査等にかかる膨大な時間とコスト、報道された場合の社会的な信用失墜など、大きなダメージを受けます。**

# 応募資格制限の厳罰化・適正化

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日関係府省連絡会申合せ）が平成24年10月17日付で改正されました。

## ①私的流用を行った者に対する応募資格制限の厳罰化

＜改正前＞5年

＜改正後＞10年

## ②私的流用以外の不正使用を行った者に対する応募資格制限の厳罰化・適正化

＜改正前＞2～4年

不正使用の用途により一律的に判断  
例：虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合（預け金・ペーパル金等）は、一律で4年の応募資格制限

＜改正後＞1～5年

不正使用の行為の内容に応じて判断  
例：不正使用を行った額や年数等に応じて応募資格制限の期間を判断

## ③善管注意義務違反<sup>\*</sup>に対する応募資格制限の新設

最大 2年

※「善管注意義務違反」とは  
自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合を指す。

## 適用時期

私的流用の場合の10年など、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降（継続課題も含む）で不正使用を行った場合に適用する。

平成12年頃より毎年、科研費を含む複数財源から、懇意の業者へ預け金を行っていたことが、平成24年の業者への預け金実態調査により判明した。預け金の大半の使い道は教育研究活動であり、私的流用は一部のみであった。

調査委員会においては、使い道が教育研究活動であっても、各研究課題の遂行のために使用されたとは確認できず、競争的資金の使用ルールに違反（他の経費との混同使用及び目的外使用）していると判断され、配分機関へ報告された。



### 処分① 配分機関により5年間の公的研究費等交付停止の措置

### 処分② 預け金と認定された金額全額の返金及び、加算金並びに延滞金の支払い

※加算金及び延滞金について科研費の場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されるため、

加算金は年 10.95%

延滞金も年 10.95%

#### 参考

不正経理時

不正金額  
1,000,000円

返還は不正金額  
だけではない

不正経理発覚時  
(10年後)

不正金額 間接経費 加算金  
1,000,000円 + 300,000円 + (1,300,000円 × 0.1095 × 10年)  
= 2,723,500円 (返還額)

返還金の納付が  
1年遅延すると…

不正金額 間接経費 加算金  
1,000,000円 + 300,000円 + (1,300,000円 × 0.1095 × 11年)  
+ (2,723,500円 × 0.1095 × 1年)  
= 3,164,073円 (返還額)

延滞金も発生

さらに…厳罰化!!

本学を退職後であっても、懲戒相当の量定を認定され、  
退職金の返還を請求されることがあります！  
調査結果として氏名が原則公表されます!!

## ▶本学で近年発生した不正事例ケーススタディ

### ① 取引業者との密着

#### ・不正経理概要

取引業者から、機器の納入等に関し有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する見返り及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、賄賂物品の要求・收受ならびに飲食の接待を受けた。



本学教員

機器の納入等に  
関する便宜



取引業者

金品の受渡し・  
飲食の接待

- ・取引業者等への金品等の要求
- ・取引業者等からの金品等の受取

**厳禁！**

### ② 謝金の還流・プール行為

#### ・不正経理概要

謝金支給において、学生に虚偽の勤務表を作成させ、それを元に大学に対し支払を請求、学生が受け取った謝金を自身に返納させ、着服してプール金とし、研究室での飲食等に使用した。



本学教員

②虚偽の勤務表による  
謝金支給関連書類の提出



事務

①虚偽の勤務表の作成  
および提出を指示

④受け取った謝金の返却・還流行為

③謝金の支払処理



研究室での飲食等に使用



学生

- ・実態を伴わない給与・謝金支出
- ・還流行為

**厳禁！**

本学において管理する競争的資金等に関し、使用ルールや事務手続き等についての相談に対応するため、以下のとおり相談窓口を設置しています。

### 本部窓口

区分	相談窓口	TEL
補助金関係（個人補助関係）	研究推進部研究推進課研究助成掛	075-753-2579
補助金関係（機関補助関係）	研究推進部研究推進課研究戦略掛	075-753-2081
産官学連携関係	研究推進部産官学連携課産業・地域連携掛	075-753-9183
国際関係（日本学術振興会事業関係） 国際関係（ユネスコ）	研究推進部研究推進課研究助成掛 企画・情報部国際交流課国際交流推進掛	075-753-2579 075-753-2010
教育関係	教育推進・学生支援部教務企画課教育プロジェクト推進室	075-753-7499
留学生関係	教育推進・学生支援部国際教育交流課企画・管理掛	075-753-2242

### 部局窓口

部局名	資金区分	詳細区分	相談窓口	TEL
文学研究科 / 文学部				
教育学研究科 / 教育学部	全般		本部構内（文系）共通事務部 経理課 外部資金掛	075-753-6905
法学研究科 / 法学部				
経済学研究科 / 経済学部				
公共政策連携研究部・教育部				
経営管理研究部・教育部				
人文科学研究所				
経済研究所				
文化財総合研究センター				
学生総合支援センター				
大学文書館				
総合博物館				
	補助金	全般	本部構内（理系）共通事務部 経理課 補助金掛	075-753-3552
エネルギー科学研究科	受託研究 受託事業 共同研究 寄付金	全般	本部構内（理系）共通事務部 経理課 外部資金掛	075-753-4744
情報学研究科				
生命科学研究科				
地球環境学堂・学舎				
学術情報メディアセンター				
	受入・経理		本部構内（理系）共通事務部 経理課 補助金掛 本部構内（理系）共通事務部 経理課外部資金掛	075-753-3552 075-753-4744
	申請		本部構内（理系）共通事務部 総務課 総務・国際交流掛	075-753-5004

部局名	資金区分	詳細区分	相談窓口	TEL
人間・環境学研究科 / 総合人間学部 総合生存学館 高等教育研究開発推進センター 国際高等教育院 高等研究院 物質・細胞統合システム拠点	受託研究 受託事業 共同研究 寄附金 補助金	受入・報告	吉田南構内共通事務部 経理課 外部資金受入掛	075-753-6588
		執行	吉田南構内共通事務部 経理課 外部資金経理掛	075-753-6515
	機関経理 補助金	受入・報告	吉田南構内共通事務部 経理課 財務掛	075-753-9345
		執行	吉田南構内共通事務部 経理課 経理掛	075-753-6518
医学研究科 / 医学部 放射線生物研究センター 学際融合教育研究推進センター (政策のための科学ユニット) (健康長寿社会の総合医療開発ユニット)	補助金	申請・執行・報告	医学・病院構内共通事務部 経理・研究協力課 助理金掛	075-753-4685
	受託研究 受託事業 共同研究	受入・執行・報告	医学・病院構内共通事務部 経理・研究協力課 外部資金掛	075-753-9483
	寄附金	受入・執行	医学・病院構内共通事務部 経理・研究協力課運営費・寄附金掛	075-753-9580
	国際関係	申請・報告	医学・病院構内共通事務部 経理・研究協力課 国際掛	075-753-4309
	補助金	橋渡しプログラム(探索医療) 受入・報告	附属病院 総務課 研究推進掛	075-751-4962
		上記以外	医学・病院構内共通事務部 経理・研究協力課 助理金掛	075-753-4685
医学部附属病院	受託研究 共同研究 受託事業	全般	医学・病院構内共通事務部 経理・研究協力課 外部資金掛	075-753-9483
	寄附金	受入・報告	医学・病院構内共通事務部 経理・研究協力課運営費・寄附金掛	075-753-9580
	国際関係	申請・報告	医学・病院構内共通事務部 経理・研究協力課 国際掛	075-753-4309
薬学研究科 / 薬学部 アジア・アフリカ地域研究研究科 ウイルス・再生医科学研究所 東南アジア研究所 地域研究統合情報センター アフリカ地域研究資料センター こころの未来研究センター	全般		南西地区共通事務部 管理課 管理掛	075-366-7142
	寄附金		南西地区共通事務部 経理課 経理掛	075-366-7148
	受託研究・受託事業・共同研究		南西地区共通事務部 経理課 外部資金第二掛	075-366-7123
	補助金		南西地区共通事務部 経理課 外部資金第一掛	075-366-7120
	機関経理補助金		南西地区共通事務部 経理課 外部資金第一掛	075-366-7120
	国際関係	応募	南西地区共通事務部 総務課 総務掛	075-366-7102
		受入・執行・報告	南西地区共通事務部 経理課 外部資金第二掛	075-366-7123

部局名	資金区分	詳細区分	相談窓口	TEL
iPS 細胞研究所	全般		南西地区共通事務部 管理課 管理掛	075-366-7142
	寄附金		南西地区共通事務部 経理課 経理掛	075-366-7148
	受託研究		南西地区共通事務部 経理課 外部資金第三掛	075-366-7117
	受託事業・共同研究		南西地区共通事務部 経理課 外部資金第二掛	075-366-7123
	補助金		南西地区共通事務部 経理課 外部資金第一掛	075-366-7120
	機関経理補助金		南西地区共通事務部 経理課 外部資金第一掛	075-366-7120
	国際関係	応募	南西地区共通事務部 総務課 総務掛	075-366-7102
		受入・執行・報告	南西地区共通事務部 経理課 外部資金第三掛	075-366-7117
化学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 学際融合教育研究推進センター (極端気象適応社会教育ユニット) (グローバル生存学大学院連携ユニット)	補助金 受託事業 (JSPSのみ) 寄附金	受入  執行	宇治地区事務部 研究協力課 補助金掛  宇治地区事務部 研究協力課 外部資金執行掛	0774-38-3399  0774-38-3361
原子炉実験所	受託研究 受託事業 共同研究 寄附金	受入  執行	宇治地区事務部 研究協力課 産学連携掛  宇治地区事務部 研究協力課 外部資金執行掛	0774-38-3358  0774-38-3361
		補助金	全般	
			科研費申請  その他補助金申請  受入・報告	原子炉実験所 財務掛  072-451-2320
			執行	原子炉実験所 契約管理掛 原子炉実験所 財務掛  072-451-2321 072-451-2320
		受託研究 受託事業	申請(競争的資金)  受入・報告	原子炉実験所 財務掛  072-451-2320
			執行	原子炉実験所 契約管理掛 原子炉実験所 財務掛  072-451-2321 072-451-2320
			受入・報告	原子炉実験所 財務掛  072-451-2320
		国際関係	執行	原子炉実験所 契約管理掛 原子炉実験所 財務掛  072-451-2321 072-451-2320
			申請  受入・報告	原子炉実験所 財務掛  072-451-2320
			執行	原子炉実験所 契約管理掛 原子炉実験所 財務掛  072-451-2321 072-451-2320
靈長類研究所	全般		靈長類研究所 研究助成掛	0568-63-0517

部局名	資金区分	詳細区分	相談窓口	TEL
理学研究科 / 理学部 数理解析研究所 野生動物研究センター 学際融合教育研究推進センター(宇宙総合学研究ユニット)	補助金	公募申請	北部構内事務部 管理課 研究推進掛	075-753-6412
		交付申請・執行報告	北部構内事務部 経理課 科学研究費等補助金掛	075-753-3609
	受託研究 受託事業 共同研究	公募申請	北部構内事務部 管理課 研究推進掛	075-753-6412
		契約	北部構内事務部 経理課 受入企画掛	075-753-6006
		執行・報告	北部構内事務部 経理課 研究支援掛	075-753-3608 075-753-3635
	寄附金(助成金を含む)	公募申請	北部構内事務部 管理課 研究推進掛	075-753-6412
		受入・執行	北部構内事務部 経理課 第一運営費・寄附金掛	075-753-3610
	日本学術振興会 国際交流事業	公募申請	北部構内事務部 国際室	075-753-7660
		契約	北部構内事務部 経理課 受入企画掛	075-753-6006
		執行・報告	北部構内事務部 経理課 研究支援掛	075-753-3608 075-753-3635
農学研究科 / 農学部 基礎物理学研究所 フィールド科学教育研究センター 学際融合教育研究推進センター(生理化学研究ユニット) (人間の安全保障開発連携教育ユニット) (森里海連環学教育ユニット)	補助金	公募申請	北部構内事務部 管理課 研究推進掛	075-753-6412
		交付申請・執行報告	北部構内事務部 経理課 科学研究費等補助金掛	075-753-3609
	受託研究 受託事業 共同研究	公募申請	北部構内事務部 管理課 研究推進掛	075-753-6412
		契約	北部構内事務部 経理課 受入企画掛	075-753-6006
		執行・報告	北部構内事務部 経理課 研究支援掛	075-753-3608 075-753-3635
	寄附金(助成金を含む)	公募申請	北部構内事務部 管理課 研究推進掛	075-753-6412
		受入・執行	北部構内事務部 経理課 第二運営費・寄附金掛	075-753-6418
	日本学術振興会 国際交流事業	公募申請	北部構内事務部 国際室	075-753-7660
		契約	北部構内事務部 経理課 受入企画掛	075-753-6006
		執行・報告	北部構内事務部 経理課 研究支援掛	075-753-3608 075-753-3635
生態学研究センター	全般		北部構内事務部 経理課 生態学研究センター経理掛	077-549-8200

部局名	資金区分	詳細区分	相談窓口	TEL
工学研究科 / 工学部	全般		桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 研究協力掛	075-383-2056
	補助金	申請・受入	桂地区（工学研究科）事務部 経理事務センター 補助金掛	075-383-2020
		科研費の執行	桂地区（工学研究科）事務部 経理事務センター 補助金掛	075-383-2017
		科研費以外の執行	桂地区（工学研究科）事務部 経理事務センター 契約掛	075-383-2068
	受託研究	全般	桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 産学連携掛	075-383-2056
		受託研究員受入	桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 研究協力掛	075-383-2058
		海外受託事業受入	桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 國際協力掛	075-383-2017
	共同研究	受入	桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 研究協力掛	075-383-2060
		執行	桂地区（工学研究科）事務部 経理事務センター 契約掛	075-383-2056
		全般	桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 産学交流掛	075-383-2058
	寄附金	受入 各種研究助成金応募	桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 研究協力掛	075-383-2017
		執行	桂地区（工学研究科）事務部 経理事務センター 契約掛	075-383-2056
	国際関係	受入	桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 国際協力掛	075-383-2058
		執行	桂地区（工学研究科）事務部 経理事務センター 契約掛	075-383-2017
	競争的資金による 大型プロジェクト	全般	桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 プロジェクト事務支援室	075-383-2101
学際融合教育研究推進センター (触媒・電池元素戦略研究拠点ユニット) (構造材料元素戦略研究拠点 ユニット)	全般		桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 プロジェクト事 務支援室	075-383-2101
福井謙一記念研究センター	全般		桂地区（工学研究科）事務部 学術協力課 研究協力掛	075-383-2056
附属図書館	全般		附属図書館 図書館企画課 図書館企画掛	075-753-2615
環境安全保健機構	全般		施設部 環境安全保健課 機構事務掛	075-753-2394
情報環境機構	全般		企画・情報部 情報推進課 財務掛	075-753-7403
産官学連携本部	全般		研究推進部 産官学連携課 産業・地域連携掛	075-753-9183
国際戦略本部	全般		企画・情報部 企画課 国際戦略掛	075-753-2079
白眉センター	全般		白眉センター	075-753-2398
高大接続・入試センター	全般		教育推進・学生支援部 入試企画課	075-753-2525

本学において管理する競争的資金等の不正経理等に関する通報、告発等の窓口は、下記通報窓口にて対応いたします。

### 通報窓口

〒 606-8501  
京都市左京区吉田本町

### 京都大学監査室

TEL 075-753-2170  
Mail:830naibukansa@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp  
URL:<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive/tsuho.htm>

#### 【通報等受付時間】

次に掲げる休日を除く日の 8:30~17:15 (12:00~13:00 を除く。)

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

6 月 18 日(創立記念日)

8 月第 3 週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)

※通報を行うに当たっては、顕名によることとし、競争的資金等の不正な経理等を行った者の氏名、不正経理等の内容及びその事実の客観的かつ合理的な根拠を記載した書面等を通報窓口に提出してください。

※なお、匿名による通報の場合は、国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程第 10 条第 4 項により公益通報として取り扱います。

※自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることがあります。(本学懲戒規程第 3 条第 6 号参照)

※通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

※氏名その他の個人情報については、窓口等から通報者への連絡、調査その他通報処理に関し必要な限度でのみ使用し、適切に保護を行います。

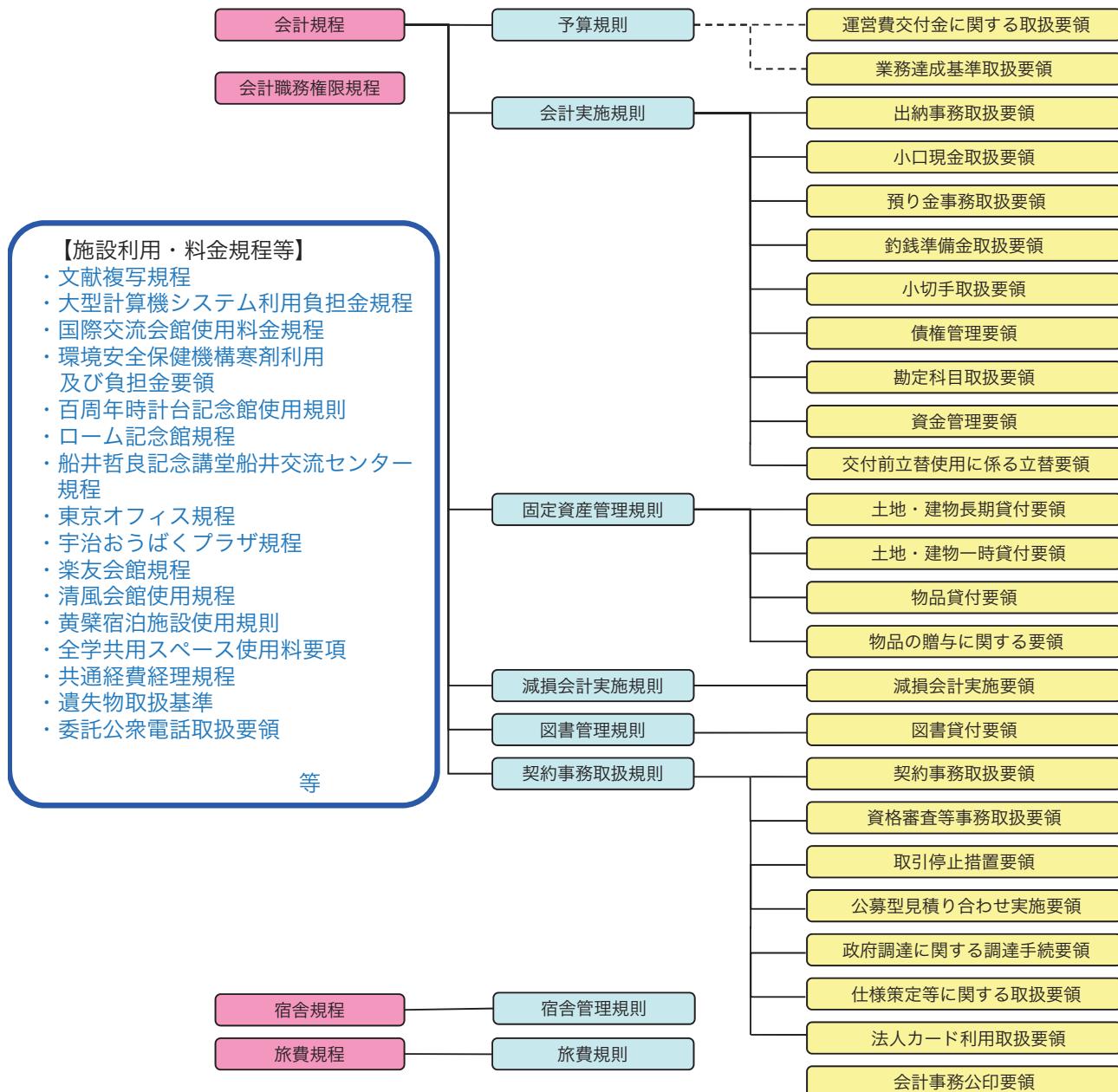
21

# 本学会計関係諸規程

本学の会計関係規程は下記により構成されています。これら規程を遵守のうえ、適正な会計処理に努めてください。

なお、これらの規程については、本学 HP において閲覧可能です。

(URL: [http://www.kyoto-u.ac.jp/uni\\_int/kitei/reiki\\_menu.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_menu.html))



※この不正防止計画は、全ての公的資金等に準用されます。

京都大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」（以下「規程」という。）に基づき、競争的資金等の適正な運営及び管理（以下「競争的資金等の適正管理」という。）のための取り組みを実施してきたところである。規程及び最高管理責任者が定める不正防止対策の基本方針に沿って、これまでの実施状況を踏まえ、「京都大学競争的資金等不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり定める。

## 第1 目的

不正防止計画は、本学における競争的資金等の適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とする。

## 第2 不正防止計画の趣旨

- 1 不正防止計画は、本学における競争的資金等の管理に係る実態の把握及び検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し本学が優先的に取り組むべき事項を、最高管理責任者が定める不正防止対策の基本方針に沿って、具体的に定めるものとする。
- 2 不正防止計画は、本学における不正防止計画の実施状況、改善状況等並びに文部科学省をはじめとする関係各省庁または他機関等からの情報及び対応状況等を勘案して、必要に応じて改訂を行う。

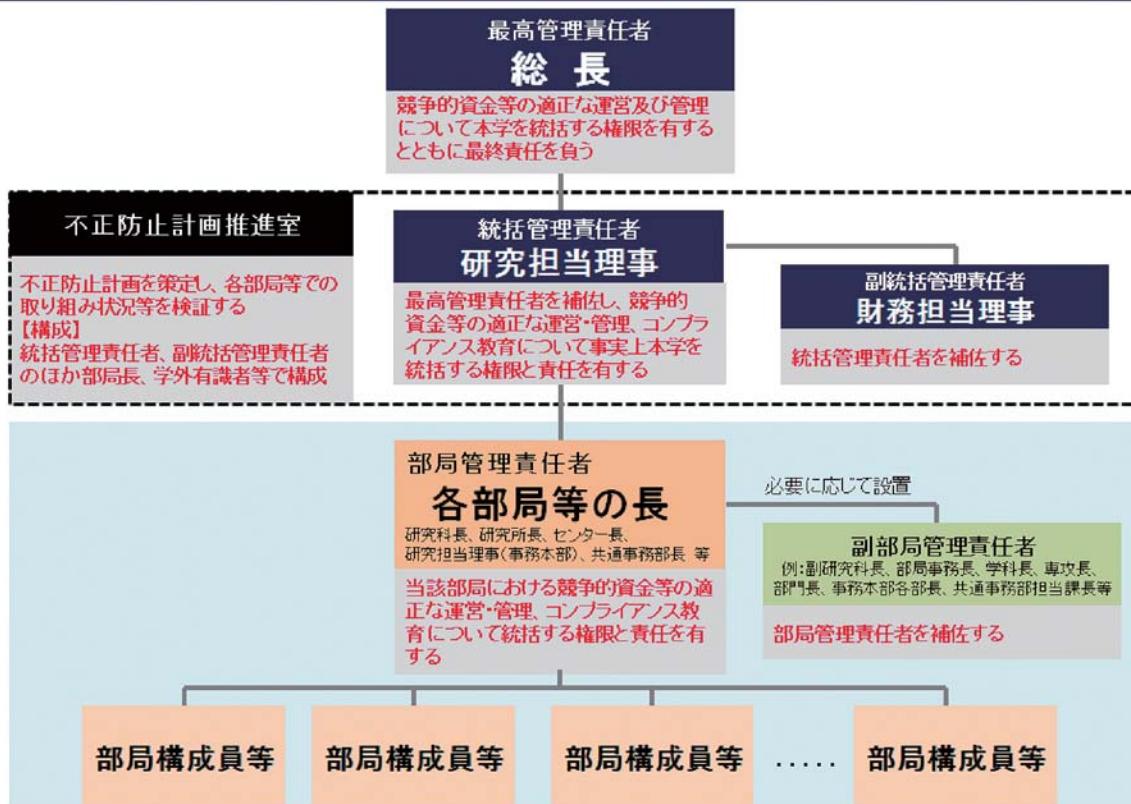
## 第3 教職員等の行動規範等

- 1 教員等の研究者は次の行動規範に従って行動するものとする。
  - (1) 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
  - (2) 研究費の不正使用を行わない。
  - (3) 研究費の不正使用に加担しない。
  - (4) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
  - (5) 研究費の不正使用を黙認しない。
- 2 研究費を取扱う職員等にあっては、次の行動規範に従って行動するものとする。
  - (1) 規程及び不正防止計画を理解し研究者に周知する。
  - (2) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
  - (3) 研究費の不正使用を黙認しない。
- 3 教職員等は、研究費の使用に係る関連規程等の遵守について、規程第10条3項に定める誓約書を原則として自署により最高管理責任者に提出するものとする。
- 4 教職員等は、前項で定める誓約書の提出が統括管理責任者が定める期日までにない場合は、競争的資金等の運営・管理に関わることができない。
- 5 教職員等が研究費の不正使用を行った場合は、処分等を行い、加えて学内の研究支援事業への応募資格を一定期間停止する。
- 6 教職員等が研究費の不正使用に加担もしくは黙認した場合は、処分等を行い、加えて学内の研究支援事業への応募資格を一定期間停止することがある。
- 7 不正防止対策の不徹底により教職員等が研究費の不正使用を行った場合及び加担もしくは黙認した場合は、部局管理責任者等にも処分等を行うことがある。

## 第4 不正防止計画の実施責任

- 競争的資金等の適正管理における責任体制は、規程第4条ないし6条に定めるところによる。
- 不正防止計画の実施責任については、規程第4条、第8条、第9条、第11条に定めるところによる。

## 競争的資金等の適正管理における責任体系図



## 第5 周知

- 部局管理責任者は、関係規程及び不正防止計画を当該部局の教職員等に周知しなければならない。
- 部局管理責任者は、関係規程及び不正防止計画の当該部局での周知状況について把握とともに、定期的に当該周知状況を統括管理責任者に報告する。

## 第6 モニタリング等

- 不正防止計画推進室は、競争的資金等の適正管理に係る実態の把握及び検証を行うため、全学的な競争的資金等の適正管理の観点から、部局に対し報告書等に基づくモニタリングを行う。
- モニタリングにより、部局において把握された課題について情報共有し、不正防止計画の改善に活用する。
- 不正防止計画推進室は、不正防止計画の改善のために、部局の不正防止計画の実施状況に係る報告書及び監査室が行う部局管理責任者の競争的資金等の適正管理に係る取組状況の監査結果を検証し、その検証結果を統括管理責任者に報告する。
- 統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合、最高管理責任者に報告する。

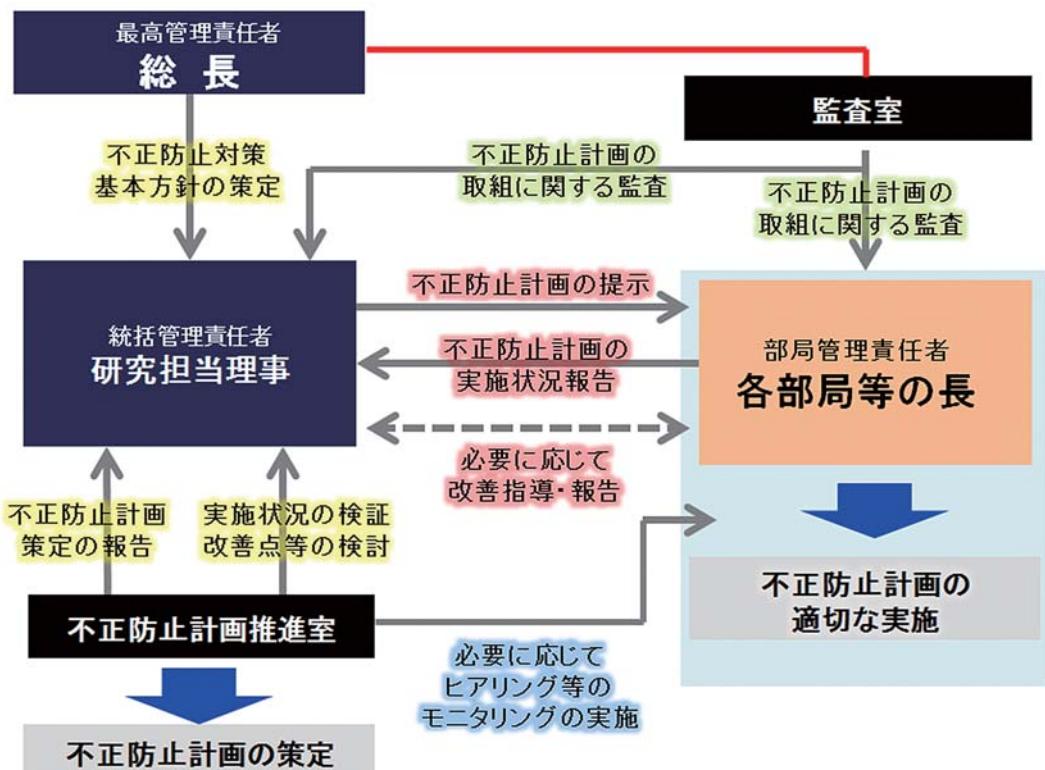
## 第7 不正を発生させる要因に対する不正防止計画

- 1 不正を発生させる要因に対する不正防止計画及び当該不正防止計画を実施するための具体的な行動を別表のとおり定める。
- 2 競争的資金等の不正使用に対する再発防止策への対応や配分機関等からの不正防止に関する改善を求められた際には、不正防止計画の項目について重点的に取り組む「重点実施事項」を総括管理責任者が指定し、各部局における不正防止に係る取り組みの一層の強化を求めるものとする。

## 第8 不正な経理等の発生時・発覚時の対応

- 1 部局管理責任者は、競争的資金等に係る不正使用等が行われたことが明らかになったときは、当該不正使用等に関する改善策を講じ、その内容を部局内に周知するとともに、統括管理責任者に報告するものとする。
- 2 総括管理責任者は、競争的資金等に係る不正使用等が行われたことが明らかになったときは、当該不正使用等が行われた部局の不正防止計画の実施状況を検証し、及び当該検証結果に基づいて改善の指示をするものとする。

## 京都大学競争的資金等不正防止計画実施フロー図



## 第9 実務者会議の設置

統括管理責任者が必要と認める場合は、不正防止計画推進室の下に実務者会議を置き、不正防止計画の推進に関し必要な実務上の手続き等を決定・実施させることができる。

(別表)

競争的資金等の適正管理を推進する環境・制度の整備			
不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動	備考
使用ルール、規程等の理解不足	使用ルール、規程等の周知徹底	<p>規程、ルール及び Q &amp; A の整備を図るとともに、研究費使用ハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）、説明会等により規程、使用ルール等を周知する。</p> <p>【対応部署及び具体的行動例】 本部…規程、ルール及び Q &amp; A の整備、ハンドブックの作成・配布、説明会等の実施等 部局…規程、ルール等について、部局構成員への周知等</p>	【本部担当】 研究推進部 財務部
不明瞭な責任体	責任体制の明確化	<p>規程等により責任体制を明確化する。</p> <p>【対応部署】 本部…規程等の整備等 部局…部局責任体制の部局構成員への周知等及び必要に応じて副部局管理責任者の設置</p>	【本部担当】 財務部 研究推進部
運営・管理状況の把握が不十分	運営・管理状況の定期的な把握	<p>内部監査、モニタリング等により、運営・管理状況を定期的に把握する。競争的資金等が集中している部局について、特に重点的にモニタリング等を行う。</p> <p>【対応部署】 本部…内部監査、モニタリングの適正な実施等 部局…定常業務の中での部局構成員の運営・管理状況の把握・指導等</p>	【本部担当】 監査室 研究推進部 財務部
情報共有の停滞	積極的な情報共有と情報の発信	<p>内部監査等の結果通知等により、全学で共有すべき情報を定期的に発信し、構成員に周知するとともに、関係各部間の適切な情報共有を行う。</p> <p>【対応部署】 本部…内部監査等の実施及び結果等の周知等 部局…内部監査結果等の部局構成員への周知等</p>	【本部担当】 監査室 財務部
法令遵守意識の低下	法令遵守意識の啓発	<p>ハンドブック等の作成・配布、e-learning 研修の実施、説明会の開催等により、法令遵守意識の向上を図る。</p> <p>【対応部署】 本部…ハンドブック等の作成・配布、e-learning 研修の実施、説明会の開催等 部局…部局構成員へのハンドブック等の配布、e-learning 研修の周知、説明会等の周知等</p>	【本部担当】 研究推進部 総務部 財務部
		<p>周知した使用ルール、関連規程等について、遵守する誓約書を提出させる体制を整える。</p> <p>【対応部署】 本部…全学的な誓約書の提出スキームの整備等 部局…誓約書について部局構成員からの提出の徹底</p>	【本部担当】 研究推進部
		<p>不正発生時に全学の教育研究活動に与える影響等を周知することにより法令遵守意識の向上を図る。</p> <p>【対応部署】 本部…ハンドブック等の作成・配布や研修会の開催等による不正発生に伴う影響等の見える化 部局…ハンドブック等の作成・配布や研修会の開催等の部局構成員への周知等</p>	【本部担当】 総務部 研究推進部 財務部
物品等の発注・検収			
不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動	備考
経費執行の年度末集中	早期・計画的執行の推進	<p>執行状況を定期的に把握し、早期・計画的執行を啓発するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p>【対応部署】 本部…部局執行状況等の適切な把握及び早期・計画的執行等を促す学内周知等 部局…部局構成員への執行状況等の適切な把握及び早期・計画的執行等の啓発等</p>	【本部担当】 財務部
予算の使い切り意識	縁越制度等の周知	<p>縁越制度の周知により全学に制度を浸透させ、適切な執行を行う。</p> <p>【対応部署】 本部…縁越制度の全学的周知 部局…主な競争的資金等の縁越制度の部局構成員への周知</p>	【本部担当】 研究推進部
検収制度の理解不足	検収制度の理解醸成及び周知	<p>通知、ハンドブック等の作成・配布及び e-learning 研修等により、検収制度について周知する。</p> <p>【対応部署】 本部…発注・検収マニュアルやハンドブック等の作成・配布、e-learning 研修等の実施等 部局…発注・検収マニュアルやハンドブック、e-learning 研修等を用いた検収制度の部局構成員への周知・指導及び適正な業務の遂行等</p>	【本部担当】 財務部 研究推進部
検収制度の形骸化	検収の徹底	<p>内部監査において、検収の実施状況（特に検収センター）について、制度と実態に乖離が無いか、抽出調査する。</p> <p>【対応部署】 本部…検収制度に関する内部監査の実施等</p>	【本部担当】 監査室

不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動	備考
発注制度の理解不足	発注制度の理解醸成及び周知	各種通知、ハンドブック等の作成・配布及びe-learning研修等により、発注段階での財源の特定などを含め、発注制度について周知する。  【対応部署】 本部…発注・検収マニュアルやハンドブック等の作成・配布、e-learning研修等の実施等 部局…発注・検収マニュアルやハンドブック、e-learning研修等を用いた発注制度の部局構成員への周知・指導及び適正な業務の遂行等	【本部担当】 財務部 研究推進部
取引業者等との癒着	取引業者に対する牽制及び発注時の透明性の確保	取引業者に対し、発注制度を十分に理解して本学との取引を行うよう周知するとともに、特定の業者との取引の偏りなどのリスクに対応した内部監査など、実情に応じた取組を行う。  【対応部署】 本部…取引業者への発注制度等の周知及び誓約書の微収、特定の業者との取引の偏りなどのリスクに対応した監査の実施	【本部担当】 財務部 監査室
換金性の高い物品の管理が不十分	換金性の高い物品の管理体制・システムの構築	パソコン等の換金性の高い物品の管理について、財務会計システム等を用いて各部局で適切に管理できる方法を周知し、運用を図る。  【対応部署】 本部…財務会計システム等を用いた換金性の高い物品の管理方法の周知 部局…財務会計システム等を用いた換金性の高い物品の実在性の確認	【本部担当】 財務部 施設部

### 給与・謝金

不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動	備考
労働の対価との意識が不十分	従事予定者に対する従事内容等の事前説明の徹底	従事予定者に対して、用務内容や従事する日時、単価及び不正使用の禁止等を事前に説明し、業務に従事する前に決裁を得ることを徹底する。  【対応部署】 本部…従事予定者に対する従事内容等の事前説明等の部局への周知等 部局…従事予定者に対する従事内容等の事前説明等の部局構成員への周知等	【本部担当】 財務部 総務部 研究推進部
監督者による勤務時間管理が不十分	監督者による勤務管理の徹底	通知、ハンドブック及びe-learning研修等により、給与・謝金手続きについて周知する。  【対応部署】 本部…ハンドブック等及びe-learning研修等の実施等 部局…ハンドブック等及びe-learning研修等を用いた給与・謝金手続きの部局構成員への周知・指導及び適正な業務の遂行等	【本部担当】 研究推進部 財務部 総務部
第三者による勤務実態の事後確認が容易でない	事務職員による牽制体制の構築	内部監査において、従事者との面談等により、勤務実態を抽出調査する。  【対応部署】 本部…内部監査による従事者との面談等の実施等	【本部担当】 監査室  ※部局においても、不自然な勤務状況等の場合は、適宜、対象者に確認を行う。

### 旅費

不正の発生要因	対応する不正防止計画	具体的行動	備考
旅費請求手続きの形骸化	旅費請求手続きの周知・徹底	通知、ハンドブック等の啓発資料、e-learning研修等により、出張手続きについて周知する。また、届け出漏れ等による二重払い、過支給を防止するため、請求内容を確認の上、署名欄を自筆により記入することを周知・徹底する。  【対応部署】 本部…ハンドブック等及びe-learning研修等の実施等 部局…ハンドブック等及びe-learning研修等を用いた旅費手続きの部局構成員への周知・指導及び適正な業務の遂行等	【本部担当】 財務部 研究推進部
旅費手続きの理解不足による誤支給	研修による旅費手続きの周知・徹底	定期的な実務者（非常勤職員、派遣職員等）及び決裁者への会計研修等への参加を励行する。  【対応部署】 本部…実務者等を対象とした会計研修等の実施 部局…実務者等を対象とした会計研修等の参加の励行	【本部担当】 財務部
出張事実等の確認が不十分	出張事実等の確認の徹底	内部監査において、出張者との面談や出張先への事実確認を一定数実施する。また、事後的に追跡や確認ができるように用務先、用務内容等を具体的に記載することを徹底する。  【対応部署】 本部…内部監査による出張事実の確認等 部局…用務先、用務内容等を具体的に記載することの周知・指導及び適正な業務の遂行等	【本部担当】 監査室

※不正防止計画では、不正使用防止意識の高揚と研究費等の適切な使用等により、不正の発生を未然に防止するための具体的行動を提示しています。

競争的資金等不正防止計画の以下の項目について、重点実施事項に指定し、競争的資金等の適正な運営・管理を全学としてより一層の取組みを推進しています。

(平成 28 年 10 月 ~)

## 1. 法令遵守意識の啓発

- ・ハンドブック等の作成・配布、e-learning 研修の実施、説明会の開催等により、法令遵守意識の向上を図る。
- ・周知した使用ルール、関連規程等について、遵守する誓約書を提出させる体制を整える。
- ・不正発生時に全学の教育研究活動に与える影響等を周知することにより法令遵守意識の向上を図る。

(京都大学研究費の適正管理に関するホームページ)

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive/>

※ e-learning 研修は、必ず受講して下さい。

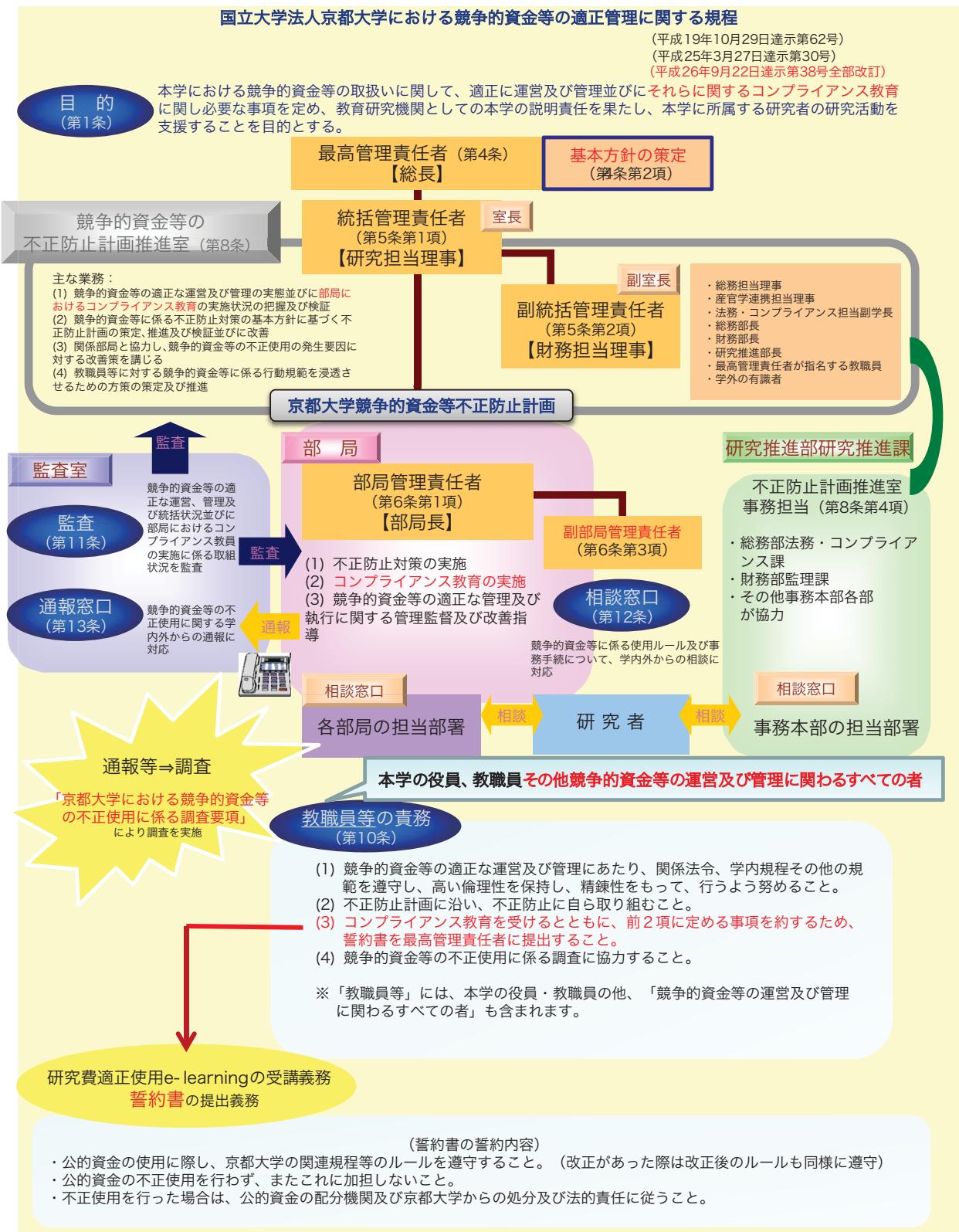
## 2. 取引業者に対する牽制及び発注時の透明性の確保

- ・取引業者に対し、発注制度を十分に理解して本学との取引を行うよう周知するとともに、特定の業者との取引の偏りなどのリスクに対応した内部監査など、実情に応じた取組みを行う。

## 3. 作業実態に基づく給与・謝金支給の徹底

- ・事業実施者に対し、給与・謝金支給の事務処理を十分に理解し、実態に即した支給手続きをとるよう周知するとともに、主に学生を中心とした事業従事者に対しても、謝金の支給についての説明書を作成・従事前に配布することにより、制度への理解を促進する。

# 競争的資金等の適正管理に関する体制



研究費の不正受給、不正使用、  
研究活動における不正行為は、  
学術研究に対する**国民の信頼を損なう**ものです。

このハンドブックは、研究者が大切な研究資金を適正に使用できるよう  
に作成したものですが、内容については改正されることがあります。  
最新のものは京都大学のホームページを参照してください。

< <http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/public/competitive> >

京 都 大 学  
研究推進部研究推進課・財務部監理課

このハンドブックに関する問い合わせ先  
京都大学研究推進部研究推進課研究コンプライアンス掛  
TEL 075-753-2603 / FAX 075-753-2042